

令和 6 年度経営力強化講座事業実施業務委託仕様書

1 業務名

令和 6 年度経営力強化講座事業実施業務委託

2 業務の目的

経営者(後継予定者含む)及びビジネスリーダー等を対象に、デジタルマーケティングによる顧客獲得の実践など、経営能力のより一層の強化を図ることを目的として、公益財団法人千葉市産業振興財団(以下「財団」という。)が実施する「令和 6 年度経営力強化講座事業」(以下「本事業」という。)について、その企画、運営業務等を委託する。

3 委託期間

契約締結日から令和 7 年 3 月 31 日まで

4 委託上限額

792,000 円(消費税及び地方消費税を含む)

5 本事業の実施内容

本事業の目的達成に向けて、以下のとおり講座等を実施する。

(1) 想定する受講者像と受講により期待されうる効果

創業後間もなくして「顧客・販路の開拓」に課題を有する事業者をメインターゲットとし、ホームページや SNS をはじめとするデジタルマーケティングツールを活用して顧客獲得並びに売上拡大を図るなど、戦略的な経営実践ができる経営者となることを期待する。

(2) 講座実施方法

5 (1) で示す経営者の育成を図るため、デジタルマーケティングの全体像を把握した上で、具体的なツールの活用法や自社課題への対策法など、知識とノウハウを実践に活かせる内容の講座とし、3 時間程度を 1 日間(1 回)として計 4 日間(全 4 回)実施する。ただし、平日・休日等の実施時期、並びに対面・オンライン等の実施形態は問わない。また、一定期間に限りオンデマンド視聴による受講及び再受講の機会を設ける。

(3) 受講対象者

原則として、事業経営に携わる経営者、企業内で経営戦略を立案・実践している又は今後実践する者など 10 名程度。ただし受講形式は、全コマ受講を要件としない。なお、受講にあたっては、Wi-Fi 接続可能なノートパソコンとスマートフォンを持参できることを条件とする。

6 委託業務の内容

前項の実施事業にかかる各号の業務。

- (1) 講座カリキュラムの企画
- (2) 講座実施等に関する広報・集客
- (3) 講座カリキュラムに基づく講義・演習の実施

ア 講義・演習の実施に要する講師等の確保、テキスト又は教材資料等の作成
イ オンデマンド視聴用動画の作成

- (4) 受講者へのフォローアップ

講座開始から委託期間終了までの間、講座内容やデジタルマーケティングの実践に関する受講者からの相談等について助言を行うなど、フォローアップを行うこと。

- (5) 実施報告書の作成
- (6) 上記各号に付帯する業務

7 委託業務の企画提案にかかる留意事項

企画提案にあつては、以下のことに留意の上、前項6の委託業務を企画し、本項7及び後述する8とともに企画提案書に記載すること。

- (1) 講座カリキュラムの企画に関すること

ア 5(1)で示す経営者像として育成するために必要と考える講座カリキュラムを作成し、コマごと(全4回)にその実施内容及び実施手法等について具体的に提案すること。

イ 5(2)で示す具体的なツールは、5ツール以上の単元をカリキュラムに盛り込むこと。ただし、生成AIを活用したツールを含めて提案すること。

ウ 5(2)で示すとおり、対面方式及びオンライン方式のいずれも実施が可能となる講座カリキュラムであること。

- (2) 講師及びフォローアップに関すること

講師の選定にあたっては、講師及び必要に応じて確保する補助員の所属、氏名、経歴及び選定理由等を示すこと。また、6(4)に示す受講者へのフォローアップのほか、本業務終了後においても、可能な限りサポートが継続されうる人選に配慮すること。

- (3) 広報・集客に関すること

本事業の講座名(仮称)を企画提案書に明示し、企画提案の内容に沿った広報媒体を作成し、集客方法等について提案すること。なお、広報媒体の作成にあたっては、広報用ちらし500部の制作を必須とし、令和7年1月9日までに、財団に納品すること。

- (4) 講座開催に付随する財団の担当事務に関すること

受講希望者の募集・申込受付、受講者名簿の作成、受講料の徴収、対面開催の場合は、会場の確保及び講座開催に必要なプロジェクター・スクリーン・ホワ

イトボード等の機器・備品の手配を行う。

8 情報セキュリティ対策にかかる留意事項

本委託業務の実施にあたっては、個人情報等の取扱いが発生するなど、受託者の情報セキュリティ対策が求められることから、以下のとおり十分な対策を講じた業務運営に努めること。

(1) 情報セキュリティに対する組織的な取組みについて

- ア 情報セキュリティポリシーや情報セキュリティ管理に関する規定類の定め
- イ 情報セキュリティに関する規定類に基づくセキュリティ対策の実践
- ウ 個人情報など重要な情報を取り扱う作業について、工程ごとの作業責任者を明確にし、取扱者を限定するなど、情報漏えいや不正利用を防ぐための保護対策の実践
- エ 従業員に対し、採用、退職の際に守秘義務に関する書面を取り交すなど、セキュリティに関する就業上の義務の明確化
- オ 従業員に対する情報セキュリティに関する教育

(2) 物理的セキュリティ対策について

- ア 建物に出入りする者について、セキュリティ上の規定類の定め
- イ 上記(2)アに基づくセキュリティ上の規定類の実践
- ウ 個人情報など重要な情報が入った書類や記録媒体の適切な管理

(3) 情報セキュリティ上の事故対応について

- ア 情報セキュリティに関連する事件や事故が発生した際に必要な行動を、適切かつ迅速に行えるよう定めた手順に基づく実践

9 その他留意事項

- (1) 本委託業務の遂行上必要と認められるもので、本仕様書の解釈に疑義を生じた事項ならびに仕様書に明記していない事項については、財団との協議により、業務を進めること。
- (2) 受託者は、本業務を通じて取得した個人情報については、保護の重要性を認識し、個人の権利利益を侵害することのないよう「公益財団法人千葉県産業振興財団個人情報保護規程」を遵守し、個人情報の適切な管理のために必要な措置をとること。
- (3) 財団が本業務の実施にあたり提供した個人情報等の情報資産の取り扱いに関して、当該情報資産の漏洩等が明らかになった場合は、適切な対応策を講じ、速やかに当該事実の報告を行うとともに業務改善計画を策定し、財団に提出すること。
- (4) 本業務に関し、情報セキュリティに関する事件及び事故等が発生した場合、受託者は速やかに財団へ報告すること。財団は必要に応じて当該事件及び事故等の公表を行う。

- (5) 受託者は、本業務を通じて知り得た秘密を他に漏らし、または自己の利益のために利用することはできない。また、業務委託期間終了後もその守秘義務を順守すること。
- (6) 受託者は、本業務を一括して第三者に委託することはできない。
- (7) 本業務により得られた成果物は、財団に帰属する。